

平成 23 年 1 月 4 日
株式会社 十八銀行

普通預金等新規お申込み時の「反社会的勢力でないことの表明・ 確約に関する同意」のお願い

弊行では、平成 22 年 6 月 1 日より普通預金規定等に暴力団排除条項を導入し、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおりますが、その取組みを強化すべく、平成 23 年 1 月 17 日（月）から普通預金等の新規お申込み時には、お客さまが反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いすることとし、本表明・確約をいただけない場合には、お取引をお断りいたします。

また、お取引開始後に、お申込み時の表明・確約が虚偽申告であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、お取引を停止、または解約させていただくこととなります。

この取扱いは、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等の内容を踏まえたものです。

弊行では、政府指針などの趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまには、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

以 上